

子育てのための 施設等利用費の請求のご案内

(預かり保育事業利用の方向け)

多賀城市



施設等利用給付認定児童（新2号・新3号）対象

多賀城市から子育てのための施設等利用給付認定を受け、幼児教育・保育の無償化の対象となる施設・事業を利用した場合、支払った利用料のうち、無償化の対象となる費用（子育てのための施設等利用費）を多賀城市からお支払いします。

1 請求の対象者

以下の(1)～(2)のいずれも満たす方が対象となります。

- (1) 子育てのための施設等利用給付認定の新2号認定又は新3号認定を受けている方
- (2) 幼稚園・認定こども園の預かり保育を利用し、預かり保育利用料を施設に支払った方

- ◆預かり保育とは、教育時間の前後や夏休み等の休業日に、幼稚園・認定こども園が園児をお預かりする事業です。
- ◆通園送迎費、食材料費、行事費等は、無償化の対象となりません。
- ◆在籍する幼稚園等の預かり保育の実施水準が十分でない場合（平日開所時間8時間未満又は年間開所日数200日未満）、他に認可外保育施設等を利用した場合も含めて、月額上限額を超えない範囲で軽減されます。
- ◆「認可外保育施設等」とは、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を指します。

2 請求手続きの流れ

子育てのための施設等利用費の給付を受けるためには、別途請求が必要となります。
請求書・委任状の様式は多賀城市ホームページからもダウンロードできます。

- ① 幼稚園等から保護者へ発行された「領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書」を添付して、「施設等利用費請求書」を記入の上、幼稚園等が指定する期日までに、幼稚園等に提出。

※幼稚園等が他の預かり保育を利用する方々の分も取りまとめたうえで、多賀城市に提出します。

- ◆請求書記入方法については、「4 提出書類の記載例」参照
- ◆認定子どもの保護者（請求者）と異なる振込先を指定する場合は「委任状」を添付

- ② その後、多賀城市が請求書類等を審査し、認定子どもの保護者名義の口座へ支給。

認可外保育施設を利用した場合も含めて対象となる施設を利用して、認可外保育施設等を利用した場合は、①の請求書に、認可外保育施設等の領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書（子育て援助活動支援事業の場合は、活動報告書）を添付願います。

3 請求及び支給の時期

利用月	提出締切※	提出先	支給予定日
4月～9月利用分	10月末	ご利用の 幼稚園・認定こども園	請求から概ね 1～2か月後
10月～3月利用分	4月上旬		

※利用している幼稚園・認定こども園が指定した期限までに提出してください。

- ◆ 油性ボールペンなど容易に消えないもので記入してください（鉛筆、消せるインキを使用したものは使用不可）。
- ◆ 修正がある場合は、二重線で訂正してください。

施設等利用費請求書（償還払い用）

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業の施設等利用費

多賀城市長 殿

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、
しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。
なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、多賀城市内に居住していることを多賀城市が
2. 実際に利用していることを多賀城市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を多賀城市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を多賀城市が確認すること。

認定保護者（施設から発行される領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書に記載）の保護者氏名を記入してください。

1. 施設等利用給付認定保護者（請求者）

フリガナ	タガジョウ イチロウ	請求日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
氏名	多賀城 一郎	現住所	〒985 - ○△□×
生年月日	昭和 平成 ○ 年 ○ 月 △ 日	電話番号	

2. 認定子ども（認定子どもごとに申請してください）

フリガナ	タガジョウ タロウ	生年月日	令和 ○ 年 ○ 月 △ 日
氏名	多賀城 太郎	認定番号	1234

3. 振込先

金融機関	銀行	○×△	銀行	信用金庫	多賀城	支店	口座名義(カタカナ)	タガジョウ イチロウ
	ゆうちょ以外		農協・信用組合		出張所		口座番号	2 3 4 5 6 7
	ゆうちょ		ゆうちょ銀行				口座名義(カタカナ)	
		記号(左づめ)					番号(左づめ)	

※振込先は原則、認定保護者名義の口座です。認定保護者名義以外の口座に振り込まず

4. 在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校について記入

施設名称 多賀城幼稚園

5. 預かり保育事業以外に利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入

① 施設名／事業名	〇〇保育園／認可外保育施設	② 施設名／事業名	〇〇保育園／一時預かり事業
-----------	---------------	-----------	---------------

6. 施設等利用費の請求内訳

利用年月	在籍園の預かり保育事業				認可外保育施設等に支払った金額(E)	月額上限額	請求額 (「D+E」が月額上限額の低い方を記入)
	施設に支払った金額(A)	利用日数(B)	対象額(C) (450円×B)	AかCの金額のうち低い額(D)			
令和○年 4 月	10,000 円	20 日	9,000 円	9,000 円	0 円	11,300 円	9,000 円
令和○年 5 月	10,000 円	20 日	9,000 円	9,000 円	0 円	11,300 円	9,000 円
令和○年 6 月	10,000 円	20 日	9,000 円	9,000 円	0 円	11,300 円	9,000 円
令和○年 7 月	7,500 円	15 日	6,750 円	6,750 円	0 円	11,300 円	6,750 円
令和○年 8 月	10,000 円	20 日	9,000 円	9,000 円	0 円	11,300 円	9,000 円
令和○年 9 月	10,000 円	20 日	9,000 円	9,000 円	0 円	11,300 円	9,000 円

施設が発行した「領収書兼特定子ども・子育て支援提供証明書」から「無償化対象額(①)」と「提供日数」を転記してください。
◆領収金額の合計額ではありませんのでご注意ください。

※「認可外保育施設等に支払った金額(E)」は、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみ記入が可能です。

3. 提供内容及び領収金額

利用月	提供した日	提供日数 ※預かり保育のみ	提供時間帯 ※標準的な利用時間帯の記入でも可	領収金額		
				無償化対象額(①)	無償化対象外額(②)	合計(①+②)
令和○年 4 月	1 日 ~ 30 日	20 日	9 : 00 ~ 18 : 00	10,000 円	1,800 円	11,800 円
令和○年 5 月	1 日 ~ 31 日	20 日	9 : 00 ~ 18 : 00	10,000 円	1,800 円	11,800 円
令和○年 6 月	1 日 ~ 30 日	20 日	9 : 00 ~ 18 : 00	10,000 円	1,800 円	11,800 円
令和○年 7 月	1 日 ~ 31 日	15 日	9 : 00 ~ 18 : 00	7,500 円	1,800 円	9,300 円
令和○年 8 月	1 日 ~ 31 日	20 日	9 : 00 ~ 18 : 00	10,000 円	1,800 円	11,800 円
令和○年 9 月	1 日 ~ 30 日	20 日	9 : 00 ~ 18 : 00	10,000 円	1,800 円	11,800 円
合 計				57,500 円		

【領収金額内訳】

5 預かり保育の無償化限度額早見表

- ◆ 月額上限額は利用日数×450円で、新2号認定は月額11,300円までとなります。
 ※新2号認定は利用年度の4月1日現在の年齢で、3歳～5歳（年少クラス～年長クラス）を指します。
 新3号認定は利用年度の4月1日現在の年齢で2歳（プレ年少クラス）を指します。

- ◆ 実際の支給額は、下記金額と施設に支払った金額のどちらか低い額となります。

- ◆ 月途中での認定終了又は認定開始の場合は月額上限額は日割となります。

(1) 月途中で認定終了の場合の限度額 $450円 \times \text{認定期間終了日までのその月の預かり保育事業の利用日数}$

(2) 月途中から認定開始の場合の限度額 $450円 \times \text{認定期間開始日以降のその月の預かり保育事業の利用日数}$

利用 日数	利用日数×450円	
	新2号認定	新3号認定
1日	450円	450円
2日	900円	900円
3日	1,350円	1,350円
4日	1,800円	1,800円
5日	2,250円	2,250円
6日	2,700円	2,700円
7日	3,150円	3,150円
8日	3,600円	3,600円
9日	4,050円	4,050円
10日	4,500円	4,500円
11日	4,950円	4,950円
12日	5,400円	5,400円
13日	5,850円	5,850円
14日	6,300円	6,300円
15日	6,750円	6,750円

利用 日数	利用日数×450円	
	新2号認定	新3号認定
16日	7,200円	7,200円
17日	7,650円	7,650円
18日	8,100円	8,100円
19日	8,550円	8,550円
20日	9,000円	9,000円
21日	9,450円	9,450円
22日	9,900円	9,900円
23日	10,350円	10,350円
24日	10,800円	10,800円
25日	11,250円	11,250円
26日	<u>11,300円</u>	11,700円
27日	<u>11,300円</u>	12,150円
28日	<u>11,300円</u>	12,600円
29日	<u>11,300円</u>	13,050円
30日	<u>11,300円</u>	13,500円
31日	<u>11,300円</u>	13,950円

6 提出前のチェックリスト ☒

書類に不備があると、施設等利用費の支払いができない場合、遅れる場合がありますのでご注意ください。



チェック項目

提出書類は全て揃っていますか。

☐

- ☐ ① 施設等利用費請求書
- ☐ ② 領収証 兼 特定子ども・子育て支援提供証明書
- ☐ ③ 委任状 ※認定保護者名義以外の口座を振込先に記入した場合のみ

☐

請求書の認定保護者は、領収証 兼 特定子ども・子育て支援提供証明書の保護者名と同じですか。

※領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書に記載されている保護者が父の場合、請求書の保護者名も父となります。

☐

請求日は領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書発行日以降の日付ですか。

※領収証 兼 特定子ども・子育て支援提供証明書発行日以降の日付でないと受け付けられません。

☐

【10月分～3月利用分の請求の場合のみ】

請求日は利用年度の3月31日までの間の日付ですか。4月1日以降の日付になっていませんか。

※事務処理の都合上、領収証 兼 特定子ども・子育て支援提供証明書発行日以降から利用年度の3月31日までの日付でご請求ください。

(例：令和8年10月～令和9年3月分の請求の場合→令和9年3月31日)

なお、設定している提出締切を過ぎての請求の場合は、子ども政策課までご相談ください。

☐

振込先口座に誤りはありませんか。

※普通預金・当座預金の種別のチェックは漏れていませんか。

銀行名・支店名・口座番号に誤りがないかも一度確認をお願いいたします。

ゆうちょ銀行の場合は、記号・番号の桁数に誤りがないかも一度確認をお願いいたします。

☐

施設に支払った金額や請求金額に誤りはありませんか。

※「施設に支払った金額(A)」は、領収金額の合計金額ではなく、領収証 兼 特定子ども・子育て支援提供証明書に記載してある「無償化対象額(①)」です。

※請求額は、月の利用日数に応じた上限額と「施設に支払った金額(A)」のどちらか低い額です。

☐

対象額、月額上限額に誤りはありませんか。

※対象額は利用日数×450円、月額上限額は、新2号認定は月額11,300円、新3号認定は月額16,300円です。

※月途中で認定終了又は認定開始の場合は、月額上限額は日割になります。

☐

修正液や修正テープ、フリクションボールペンを使用していませんか。

※修正がある場合には二重線で訂正してください。

7 お問い合わせ

多賀城市保健福祉部子ども政策課幼保支援係

☎022-368-1605

〒985-8531 多賀城市中央二丁目1番1号